

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsianhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

知的財産権濫用に関する独占禁止指南 (意見募集稿)について

1. はじめに

2017年3月23日、国務院独占禁止委員会は、「知的財産権濫用に関する独占禁止指南」(意見募集稿)を発表した。中国の知的財産と独占禁止に関しては、国家発展改革委員会、工商総局、商務部及び知識産権局が国務院独占禁止委員会の委託を受け、各自が関連する知的財産濫用に関する独占禁止指南、ガイドラインを起草している状況にあるが、今回の意見募集稿は、各自の草案の内容を基礎として作成したものである。

本指南は全27条からなり、前言、第一章 一般的問題、第二章 知的財産権に関する独占協定、第三章 知的財産権に関する市場支配的地位を濫用する行為、第四章 知的財産権に関する事業者の集中、及び第五章 知的財産権に関するその他のケース、からなり、多くのホットトピックを扱っている。

本指南は、前言において、知的財産権の濫用が「独立した独占行為」ではないとした上で、第一条に以下の4つの基本原則を示している。

- (一) 知的財産権とその他の財産的権利とで同じ規制基準を採用する。
- (二) 知的財産権の特徴を考慮する。
- (三) 事業者が知的財産権を有することをもって、関連市場において市場支配的地位を有する、とは推定しない。
- (四) 個別の状況に基づき、関連行為が効率やイノベーションに与える積極的な影響を考慮する。

そして第二章以降、独占禁止法における第十三条（競争関係者間（横向き）の独占協定）、第十四条（事業者と取引相手（縦向き）との独占協定）、第十七条（市場支配的地位の濫用）、第二十条（事業者の集中）の枠組みについて、ガイドラインを示している。以下、意見募集稿の訳文を紹介する。

2. 知的財産権濫用に関する独占禁止指南（意見募集稿）

前言

独占禁止と知的財産権の保護は、競争の保護及びイノベーションの奨励、経済運営効率の向上、消費者利益及び社会公共の利益の保護という共通の目標を持つ。「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という）に基づき、事業者が関連する知的財産権の法律、行政法規規定に照らして知的財産権を行使する行為には、「独占禁止法」を適用しない。しかし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、「独占禁止法」を適用する。

事業者が知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為は、独立した独占行為ではなく、事業者が知的財産権を行使又は関連する行為に従事するとき、独占協定に達し又は実施し、市場支配的地位を濫用すること、又は競争を排除、制限する効果を有する又は有するおそれのある事業者の集中を実施することをいう。知的財産権の濫用行為に対して「独占禁止法」適用の指針を提供し、国务院独占禁止執法機関の執法業務の透明性を向上させるため、本指南を制定する。

第一章 一般問題

第一条 分析の原則

事業者が知的財産権を濫用し競争を排除、制限しているかどうかの分析では、以下の基本原則に従う。

（一）その他の財産的権利と同じ規制基準を採用して、「独占禁止法」の基本分析の枠組みに従う。

（二）知的財産権の特徴を考慮する。

（三）事業者が知的財産権を有することをもって、関連市場において市場支配的地位を有する、とは推定しない。

（四）個別の状況に基づき、関連行為が効率やイノベーションに与える積極的な影響を考慮する。

第二条 分析の考え方

事業者が知的財産権を濫用し競争を排除、制限しているかどうかの分析では、通常以下の考え方に従う。

（一）行為の特徴と表現形式を分析する。

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為は、知的財産権を行使する行為かもしれず、知的財産権の行使と関連する行為かもしれない。通常、事業者の行為の特徴及び表現形式に基づき、構成するおそれのある独占行為を認定する。

(二) 行為に関する関連市場を定める。

行為に関する関連市場を定めるとき、通常、関連市場が定める基本根拠と一般方法に従うと共に、知的財産権の特殊性を考慮する。

(三) 行為が関連市場の競争に与える排除、制限の影響を分析する。

行為が関連市場の競争に与える排除、制限の影響を分析するとき、通常、関連市場の競争状況を評価し、さらに具体的行為に対して分析を行う必要がある。

(四) 行為がイノベーション及び効率に与える積極的な影響を分析する。

事業者の行為がイノベーション及び効率に与えるかもしれない積極的な影響には、技術の伝搬利用の促進、資源の利用効率の向上等が含まれる。上述の積極的な影響の分析では、それが本指南第五条に規定する条件を満たすかどうかを考慮する必要がある。

第三条 関連市場

知的財産権は直接取引の対象としてもよく、商品又はサービス（以下、商品という）の提供に用いられてもよい。通常の場合において、「国務院独占禁止委員会による関連市場の画定に関する指南」を根拠として関連市場を定める必要がある。もし、関連商品市場を定めるだけでは行為の競争への影響を全面的に評価するのが難しい場合、関連技術市場を定める必要があるかもしれない。個別の状況により、行為のイノベーション、研究開発等の要素への影響を考慮してもよい。

関連技術市場とは、需要者が比較的緊密な代替関係を有すると考える一組又は一種の技術で構成される市場をいう。関連技術市場を定めるとき、以下の要素を考慮することができる： 技術の属性、用途、許諾料、互換性の程度、関係する知的財産権の期限、需要者がその他の代替関係を有する技術に転向する可能性及びコスト等。

通常の場合において、異なる技術を利用して代替関係を有する商品を提供できる場合、これらの技術は代替関係を有するかもしれない。ある技術と知的財産権に関する技術が代替関係を有するかを考慮するとき、該技術の現在の応用分野を考慮するだけでなく、その潜在的な応用分野も考慮する必要がある。

行為に関する関連市場の画定では、関連地域市場を定め、かつ、知的財産権の地域性も考慮する必要がある。関連取引が複数の国家及び地区の知的財産権に関するとき、取引条件が関連地域市場の画定に対する影響を考慮する必要がある。

第四条 排除、制限の影響の分析で考慮する要素

(一) 関連市場の競争状況の評価では、以下の要素を考慮することができる： 業界の特徴と業界の発展状況、主要な競争相手及びその市場シェア、市場の集中度、市場参入の難易度、取引相手の市場地位及び関連する知的財産権への依存度、関連技術の更新、発展動向及び研究状況等。

事業者の関連技術市場における市場シェアの算出では、個別の状況により、該技術を利用して生産された商品の関連市場におけるシェア、該技術の許諾料収入が関連技術市場の総許諾料収入に占める割合、代替関係を有する技術の数量等を考慮できる。

(二) 具体的な行為に対する分析では、以下の要素を考慮することができる： 事業者間の競争関係、事業者の市場シェア及びその市場の制御力、行為が生産量、地域、消費者等へ与える制限の時間、範囲及び程度、行為が関連市場の参入障壁を構築する又は向上させ

る可能性、行為の技術イノベーション、伝搬及び発展に対する阻害。行為の業界発展に対する阻害。行為の潜在的な競争に対する影響等。

事業者間の競争関係の判断では、個別の状況により、該行為がなかった場合に事業者が実際に又は潜在的に競争関係を有するかどうかを考慮することができる。通常の場合において、事業者間に競争関係がある場合、その行為が関連市場の競争に排除、制限の影響を与える可能性はより大きくなる。

第五条 積極的な影響が満たす必要がある条件

通常の場合において、事業者の行為のイノベーション及び効率に対する積極的な影響は、以下の条件を同時に満たす必要がある。

- (一) 該行為がイノベーションの促進、効率の向上と因果関係を有するか。
- (二) その他のイノベーションの促進、効率を向上する行為に対して、該行為の市場競争に対して与える排除、制限の影響がより小さい。
- (三) 該行為が関連市場の競争を厳しく制限しない。
- (四) 該行為がその他の事業者のイノベーションを厳しく阻害しない。
- (五) 消費者がイノベーションの促進、効率の向上から生じる利益を享受できる。

第二章 知的財産権に関する独占協定

知的財産権に関する協定はイノベーションを奨励し、競争を促進するかもしれず、異なる協定の類型に基づき、その積極的な影響には、具体的には研究開発コストの節約、研究開発効率の向上、取引コストの削減、製品品質の保証、技術成果の普及、濫訴の防止等が含まれる。しかし、知的財産権に関する協定も関連市場の競争に排除、制限の影響を与え、「独占禁止法」第二章の規定を適用するかもしれない。

第六条 共同研究開発

共同研究開発とは、事業者が技術、製品等を共同で研究開発する、及び研究成果を利用する行為をいう。共同研究開発が関連市場の競争に対して与える排除、制限の影響の分析では、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 事業者が共同研究開発と関係ない分野で、独立に又は第三者と協力して研究開発を行うことを制限しているかどうか。
- (二) 事業者が共同研究開発の完成後に研究開発を行うことを制限しているかどうか。
- (三) 事業者が共同研究開発と関係ない分野で研究開発した新技術又は新製品に関する知的財産権の帰属及び行使を制限しているかどうか。

第七条 クロスライセンス

クロスライセンスとは、事業者の各自が有する知的財産権を互いに許諾使用することをいう。クロスライセンスが関連市場の競争に対して与える排除、制限の影響の分析では、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 排他的な許諾をしているかどうか。
- (二) 第三者が関連市場に参入する障壁を構成しているかどうか。
- (三) 川下関連市場の競争を排除、制限しているかどうか。

第八条 独占的グラントバック

グラントバックとは、被許諾者がその利用を許諾された知的財産権になした改善、又は

許諾された知的財産権を使用して得た新たな成果を、許諾者に授権することをいう。許諾者又はその指定する第三者だけがグラントバックされた改善又は新たな成果を実施する権利を有する場合、このようなグラントバックは独占的である。通常の場合において、独占的グラントバックは、関連市場の競争に対して排除、制限の影響を与える可能性がより大きい。独占的グラントバックが関連市場の競争に対して与える排除、制限の影響の分析では、以下の要素を考慮することができる。

(一) 許諾者が独占的グラントバックに実質的な対価を提供しているかどうか。

(二) 許諾者と被許諾者がクロスライセンスにおいて互いに独占的グラントバックを要求しているかどうか。

(三) 独占的グラントバックが改善又は新たな成果を単一の事業者に集中させることで、市場制御力を獲得又は増加させているかどうか。

(四) 独占的グラントバックが、被許諾者が改善を行う積極性を損なっているかどうか。

許諾者が、被許諾者に上記の改善又は新たな成果を許諾者又はその指定する第三者に譲渡することを要求している場合、該行為が競争を排除、制限しているかの分析で、同様に上記要素を考慮する。

第九条 不爭義務条項

不爭義務条項とは、知的財産権許諾に関する協議において、許諾者が被許諾者にその知的財産権の有効性について異議を提出してはならないことを要求する条項をいう。不爭義務条項が関連市場の競争に対して与える排除、制限の影響の分析では、以下の要素を考慮することができる：

(一) 許諾者が全ての被許諾者にその知的財産権の有効性について争わないことを要求しているかどうか。

(二) 不爭義務条項に関する知的財産権許諾が有償かどうか。

(三) 不爭義務条項に関する知的財産権が川下関連市場の参入障壁を構成するおそれがあるかどうか。

(四) 不爭義務条項に関する知的財産権がその他の競争的知的財産権の実施を阻害しているかどうか。

(五) 不爭義務条項に関する知的財産権許諾が排他性を有するかどうか。

(六) 被許諾者が許諾者の知的財産権の有効性を争うことで、重大な損失を受けるおそれがあるかどうか。

第十条 標準の制定

本指南でいう標準の制定とは、事業者が共同で、一定範囲内で統一的に実施される知的財産権に関する標準を制定することをいう。競争関係を有する事業者が共同で標準の制定に参加することは、競争を排除、制限するおそれがあり、具体的に分析するとき、以下の要素を考慮することができる。

(一) その他の特定の事業者を排除するかどうか。

(二) 特定の事業者の関連する案を排斥しているかどうか。

(三) その他の競争的標準の不実施を約定しているかどうか。

(四) 標準に含まれる知的財産権の行使に対して必要な、合理的な拘束メカニズムがあるかどうか。

第十一条 その他の制限

事業者の知的財産権の許諾は、以下の制限に関するおそれがある。

- (一) 知的財産権の使用分野を制限する。
- (二) 知的財産権を利用して提供する商品の販売ルート、販売範囲又は販売対象を制限する。
- (三) 事業者が知的財産権を利用して提供する商品数量を制限する。
- (四) 事業者が競争関係を有する技術を使用する又は競争関係を有する商品を提供することを制限する。

上記の制限が関連市場の競争に対して与える排除、制限の影響の分析では、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 制限の内容、程度及び実施方法。
- (二) 知的財産権を利用して提供する商品の特徴。
- (三) 制限と知的財産権許諾条件との関係。
- (四) 多くの制限を含むかどうか。
- (五) その他の事業者が有する知的財産権が代替関係を有する技術に関する場合、その他の事業者が実施同じ又は類似する制限を実施するかどうか。

第十二条 セーフハーバー規則

執法の効率を向上させ、市場主体に明確な予測を与えるため、セーフハーバー規則を設定する。セーフハーバー規則とは、事業者が符合以下の条件の一に合致すれば、通常その取り決めた知的財産権に関する協定を、「独占禁止法」第十三条第一項第六号及び第十四条第三号に規定する独占協定とは認定しない。但し、反対の証拠が、該協定が関連市場の競争に対して排除、制限の影響を与えたことを証明した場合を除く。

- (一) 競争関係を有する事業者の関連市場における市場シェア合計が20%を超えない。
- (二) 競争関係を有しない事業者の、知的財産権に関する協定の影響を受ける何れかの関連市場における市場シェアがそれぞれ30%を超えない。
- (三) 事業者の関連市場におけるシェアを得るのが難しい、又は市場シェアが正確に事業者の市場地位を反映できないが、関連市場において、協定の各当事者が制御する技術以外に4つまたは4つ以上の、合理的なコストで得られる、その他の事業者により独立に制御される、代替関係を有する技術が存在する。

第三章 知的財産権に関する市場支配的地位を濫用する行為

知的財産権に関する市場支配的地位を濫用する行為の認定では、「独占禁止法」第三章の規定を適用する。通常の場合において、まず行為に関わる関連市場を定め、事業者が関連市場で市場支配的地位を有するかどうかを認定し、さらに個別の状況により、具体的に、その行為が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為を構成するか分析する。

第十三条 知的財産権と市場支配的地位の認定

事業者が知的財産権を有することは、必然的に市場支配的地位を有することを意味するわけではない。知的財産権を有する事業者が関連市場において支配的地位を有するかどうかの認定では、「独占禁止法」第十八条、第十九条に規定する市場支配的地位を認定又は推定する要素及びケースに基づき、分析を行わなければならない。知的財産権の特徴を組み合わせて、具体的に以下の要素を考慮することができる。

- (一) 取引相手が代替関係を有する技術又は商品等に転向する可能性及び転向コスト。
- (二) 知的財産権を利用して提供される商品に対する川下市場の依存度。

(三) 事業者に対する取引相手のチェック・バランス能力。

標準必須特許を有する事業者が市場支配的地位を有するかどうかの認定では、さらに以下の要素を考慮する必要がある。

(一) 標準の市場価値、応用範囲及び程度。

(二) 代替関係を有する標準を使用する可能性及び転換コストを含め、代替関係を有する標準が存在するか。

(三) 業界の関連標準に対する依存度。

(四) 関連標準の進歩状況と互換性。

(五) 標準に採用される関連技術が置き換えられる可能性。

本指南のいう標準必須特許とは、該標準の実施に必要な不可欠な特許をいう。

第十四条 不公平な高額の知的財産権許諾

市場支配的地位を有する事業者は、その市場支配的地位を濫用し、不公平な高額で知的財産権を許諾し、競争を排除、制限するおそれがある。市場支配的地位の濫用を構成するかどうかの分析では、以下の要素を考慮することができる。

(一) 許諾料の算出方法、及び知的財産権の関連商品価値に対する貢献。

(二) 事業者の知的財産権許諾に対する承諾。

(三) 知的財産権の許諾の歴史又は比較参照できる許諾料標準。

(四) 許諾地域又は商品範囲等の制限を含む、不公平な高額に至った許諾条件。

(五) パッケージ許諾のとき、期限切れ又は無効になった知的財産権により許諾料を受け取っているかどうか。

事業者が不公平な高額で標準必須特許を許諾しているかどうかの分析では、関連標準に適合する商品が負担する全体の許諾料の状況及びそれが関連産業の正常な発展に与える影響を考慮することができる。

第十五条 知的財産権許諾の拒絶

許諾の拒絶は、事業者が知的財産権を行使する一種の表現形式である。しかし、市場支配的地位を有する事業者が、特にその知的財産権が生産経営活動の必須の設備を構成するとき、正当な理由なしに知的財産権の許諾を拒絶することは、可能構成市場支配的地位を濫用を構成し、競争を排除、制限するおそれがある。具体的な分析では、以下の要素を考慮することができる：

(一) 該知的財産権許諾に対する事業者の承諾。

(二) その他の事業者の関連市場への参入する際、該知的財産権の許諾を必ず得なければならないか。

(三) 関連知的財産権の許諾の拒絶が事業者イノベーションに対して与える影響及び程度。

(四) 被拒絶者が、合理的な許諾料を支払う意思及び能力に欠けているかどうか。

(五) 関連知的財産権の許諾の拒絶が、消費者の利益又は社会公共の利益に損害を与えるかどうか。

第十六条 知的財産権に関する抱き合わせ販売

知的財産権に関する抱き合わせ販売とは、事業者がその他の知的財産権の許諾、譲渡、又はその他の商品を受け入れることを条件とする、知的財産権の許諾、譲渡をいう。知的財産権のパッケージ許諾も抱き合わせ販売の一種の形式となるおそれがある。市場支配的

地位を有する事業者が、正当な理由なしに、上記抱き合わせ販売行為を通して、競争を排除、制限するおそれがある。

知的財産権に関する抱き合わせ販売が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかの分析では、その他の商品に関する抱き合わせ販売の分析と一般的に同じ要素を考慮する。

第十七条 知的財産権に関する不合理な取引条件の付加

市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なしに、知的財産権に関する取引において以下の取引条件を付加するおそれがある。

- (一) 取引相手に独占的グラントバックを要求する。
- (二) 取引相手がその知的財産権の有効性について争うことを禁止する、又は取引相手はその知的財産権について侵害訴訟を提起することを禁止する。
- (三) 取引相手が競争関係を有する技術又は商品を利用することを制限する。
- (四) 期限切れ又は無効とされた知的財産権について権利を主張する。
- (五) 合理的な対価を提供しない状況で取引相手にクロスライセンスを要求する。
- (六) 取引相手と第三者が取引することを迫る又は禁止する、又は取引相手と第三者が取引をする条件を制限する。

事業者の上記の行為が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかの分析では、付加されるその他の不合理な取引条件の分析と、一般敵に同じ要素を考慮する。

第十八条 知的財産権に関する差別待遇

知的財産権に関する取引において、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、条件が実質的に同じ取引相手に対し異なる許諾条件を適用し、競争を排除、制限するおそれがある。事業者が実施する差別待遇が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかの分析では、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 関連する知的財産権の保護範囲、異なる取引相手が関連する知的財産権を利用して提供する商品に代替関係があるかどうか等を含め、取引相手の条件が、実質的に同じかどうか。
- (二) 許諾数量、地域、及び時間等を含め、許諾条件が実質的に異なるかどうか。許諾協議条項を分析する以外に、許諾者と被許諾者との間で達したその他のビジネス取り決めが許諾条件に与える影響を総合的に考慮する必要がある。
- (三) 該差別待遇が、被許諾者が参加する関連市場の競争に顕著に不利な影響を与えるかどうか。

第四章 知的財産権に関する事業者の集中

知的財産権に関する事業者の集中は一定の特殊性があり、それは主として、事業者の集中を構成するケースや審査で考慮する要素及び付加する制限条件等に表れる。知的財産権に関する事業者の集中の審査では、「独占禁止法」第四章の規定を適用する。

第十九条 知的財産権に関する取引が、事業者が集中するケースを構成するおそれ

事業者は、知的財産権の譲渡及び排他的許諾により可能その他の事業者の制御権を取得する又はその他の事業者に決定的な影響を与えられるおそれがある。具体的な分析では、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 知的財産権が独立業務を構成するかどうか。
- (二) 知的財産権が前会計年度において独立かつ算出可能な売上を生じたかどうか。

(三) 知的財産権の排他的許諾の期限。

第二十条 知的財産権に関する事業者の集中の審査

知的財産権に関する取り決めが取引を集中させる実質的な構成要素又は取引目的の実現に対して重要な意義を有する場合、事業者の集中の審査プロセスにおいて、「独占禁止法」第二十七条に規定する要素を考慮すると共に知的財産権の特徴を考慮する。

第二十一条 知的財産権に関する制限的条件の種類

知的財産権に関する制限的条件は構造的条件、行為的条件、及び総合的条件を含み、通常、個別の状況により、制限的条件の提案に対して評価を行った後確定する。

第二十二条 知的財産権に関する構造的条件

事業者は知的財産権の除去又は知的財産権に関する業務の制限的条件の提案を提出できる。事業者は通常、知的財産権譲受人が必要な資源、能力、意思を有し、除外された知的財産権を使用して又は関連する業務に従事して市場競争に参入することを保障する必要がある。除外は、有効、実行可能、タイムリーで、関連市場の競争状況が影響を受けるのを避けなければならない。

第二十三条 知的財産権に関する行為的条件

知的財産権に関する行為的条件は、個別の状況により確定し、制限的条件の提案は以下の内容関するかもしれない。

(一) 知的財産権の許諾。該許諾は通常、排他的で、使用分野又は地域の制限を含まない。

(二) 知的財産権関連業務の独立運営の保持。関連業務は一定期間に競争を有効にする条件を有さなければならない。

(三) 公平、合理的、非差別的な義務を遵守する。事業者は通常、具体的な取り決めにより該義務の遵守を保障する必要がある。

(四) 合理的な許諾使用料を徴収する。事業者は通常、許諾料率の算出方法、許諾料の支払い方法、公平な交渉条件及び機会等を詳細に説明しなければならない。

第二十四条 知的財産権に関する総合的条件

事業者は、構造的条件及び行為的条件を組み合わせ、知的財産権に関する総合的制限的条件の提案を提出することができる。

第五章 知的財産権に関するその他のケース

知的財産権に関するいくつかのケースは異なる種類の独占行為を構成するおそれがあり、また、特定の主体に関するおそれがあり、個別の状況により分析を行い、「独占禁止法」の関連規定を適用できる。

第二十五条 専利の共同運営

専利の共同運営とは、2人又は2人以上の事業者が各自の専利を共同で運営メンバー又は第三者に許諾することをいう。専利の共同運営各者は通常、運営メンバー又は独立した第三者に委託し、共同運営の管理を行う。共同運営の具体的な方法は、協議の達成、会社又はその他の実体の設立等を含む。

専利の共同運営は一般に、取引コストを低下させ、許諾効率を向上させ、競争を促進する効果を有する。しかし、専利の共同運営も競争を排除、制限するおそれがあり、具体的に分析するとき、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 事業者の関連市場における市場シェア及びその市場に対する制御力。
- (二) 共同運営における専利が代替関係を有する技術に関するかどうか。
- (三) 運営メンバーが単独で外部に専利又は研究開発技術を許諾することを制限するかどうか。
- (四) 事業者が共同運営により商品価格、生産量等の情報を交換しているかどうか。
- (五) 事業者が共同運営により代替関係を有する技術を排斥し、その他の事業者が関連市場に参入するのを阻害しているかどうか。
- (六) 事業者が共同運営によりクロスライセンス又は独占的グラントバックを行い、不競争義務条項及びその他の制限等の実施を取り決めているかどうか。
- (七) 事業者が共同運営により不公平な高額の特許許諾、抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加又は差別待遇の実行等をしているかどうか。

第二十六条 禁止令による救済

禁止令による救済とは、知的財産権を有する事業者が法院又は関連部門に関連する知的財産権の使用を制限する命令を下すことを請求することをいう。

禁止令による救済は、標準必須特許権者が法により有する、その合法的な権利を守る救済手段である。市場支配的地位を有する標準必須特許権者が禁止令による救済申請を利用して、被許諾者が提出された不公平な高額の特許料又はその他の不合理な許諾条件を受け入れざるを得なくさせる場合、競争を排除、制限するおそれがある。具体的な分析では、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 双方の交渉プロセスにおける行為表現及びその表明された真実の意思。
- (二) 関連する標準必須特許が負担する、関係する禁止令による救済への承諾。
- (三) 双方が交渉プロセスにおいて提出した許諾条件。
- (四) 禁止令による救済の申請が許諾交渉に与える影響。
- (五) 禁止令による救済の申請が、川下関連市場の競争及び消費者の利益に与える影響。

第二十七条 著作権集団管理組織

著作権集団管理組織とは、著作権者の利益のため法により設立され、権利者の授権により、権利者の著作権又は著作権と関係ある権利について集団管理を行う社会団体である。著作権集団管理は通常、個人の著作権者の権利行使より有利であり、個人権利保護及び利用者が授権を得るコストを下げ、作品の伝搬及び著作権保護を促進する。しかし、著作権集団管理組織は、活動を展開するプロセスにおいて、知的財産権を濫用し、競争を排除、制限するおそれがある。具体的に分析するとき、行為の特徴及び表現形式により、構成するおそれのある独占行為を認定し、関連要素を分析する。

5. 終わりに

近年、政府は企業の知的財産権を濫用する行為に非常に注目している。今回は特に、独占禁止法第十四条（事業者と取引相手（縦向き）との独占協定）についての審査範囲が拡大されており、企業が独占協定を検討する上での参考に

なる。本指南が整備され、正式に発行されることにより、執法機関による統一された運用が期待でき、また、企業にとっても規定に従った合理的なビジネス活動が可能となる。正式発表が待ち望まれる。

以上

2017年6月6日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com